

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会  
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年4月10日発行・No.13

## 震災対策特別号

原発避難者の集い  
原発事故後の一年  
群馬県内相談会開催

## 原発事故で避難されている皆様へ

郡山市で『原発避難者の集い』を開催します。  
皆様、お誘い合わせて、ご参加下さい。

## 原発避難者の集い in 郡山

- ◆ 開催日 5月19日（土）
- ◆ 受付開始 正午12時
- ◆ 集い 午後1時～午後4時30分
- ◆ 開催場所 安積総合学習センター  
（郡山市安積町荒井字南赤坂265）

・・・ 予約不要 参加無料 駐車場有 ・・・

この集いは、有識者や専門家といわれる人の話を聞くのではありません。皆様自身の経験からお互いに学び合い、これからを考えるための集いです。主役は集まっていたいただいた皆様です。

**同会場にて「困りごと相談会」も開催いたします。**

＜開催時間＞ 午前11時～午後4時（予約不要、無料）

“皆様方のご参加、心よりお待ちしております”

# 東京電力への損害賠償請求問題(その1) 原子力発電所事故後一年を振り返る

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「原発事故」という）が発生してから、すでに一年が過ぎた。本来ならば、事故後の処理や補償問題等一定の方向性が出てしかるべき時期である。しかし、今回の原発事故では、何等问题が解決しないばかりか、時の経過により事態は混沌とし、より一層複雑化してきたような感さもある。

昨年10月（No.5）、11月（No.6）と2号にわたって東京電力株式会社（以下「東京電力」という）に対する損害賠償請求の問題をとりあげた。本号でも、引き続き損害賠償請求を中心に取り上げたいと思う。今回は東京電力に対する本請求が始まったばかりだった。それから半年、その間の動きを大きな進歩ととるか、遅々として一向に進まないとみるか、いろいろ意見があると思うが、群馬司法書士会の支援ホットラインに寄せられている相談電話の内容を見るかぎり、損害賠償の点ではほとんど進歩がないと思われる。

## I 平成23年11月以降の動き

東京電力への損害賠償についてその基準が公表されているものとして 1. 「原子力損害賠償紛争審査会」（以下「紛争審査会」という）の「指針」、 2. 「東京電力の賠償金請求書で示されている基準」、 3. 「原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会」の「総括基準に関する決定」がある。この中で特に「紛争審査会」の「指針」は損害賠償の基本的考え方を示すものとして「指針」がでるたびに新聞等で大きく報道されている。

### 1. 原子力損害賠償紛争審査会の指針

紛争審査会は平成23年8月5日に「中間指針」を出したが、その後、平成23年12月6日に「中間指針第一次追補」、平成24年3月16日に「中間指針第二次追補」が出された。

#### ① 「中間指針第一次追補」の概要

「中間指針」においては、避難指示区域に関する損害賠償の範囲の考え方が示されたが、避難指示に基づかない自主的避難等にかかわる損害の指針がここで初めて示されることとなった。「自主的避難等対象区域」として、福島市などの23市町村を指定したうえで、同区域から自主的避難をした住民や、避難をしないで同区域にとどまった住民など、その避難の有無を問わず、事故発生から平成23年12月6日までの損害額として、精神的損害と生活費増等を一括して算定した。具体的には、子供や妊婦については40万円、それ以外の者については8万円とすること等が示されている。

## ②「中間指針第二次追補」の概要

政府の避難区域等の見直しを踏まえ、これまで検討を要するとされていた事項について、以下の7項目についての基本となる考え方が示された。

### (1) 避難区域の見直しとその後の避難費用や精神的損害

i) 「避難指示解除準備区域」、ii) 「居住制限区域」、iii) 「帰還困難区域」、という新たな3つの避難指示区域が設定されるが、避難指示区域見直し後のこれらの区域における精神的損害を次のとおりとすることとした。

i) 「避難指示解除準備区域」… 月額一人10万円

ii) 「居住制限区域」…………… 月額一人10万円、2年分を一括し240万円でも可能

iii) 「帰還困難区域」…………… 一括して一人600万円

なお、iii) の「帰還困難区域」については避難が長期化するなどの個別具体的事項によりこれを上回る額も認められうるとしている。また、宿泊費などの避難費用はこれまでと同様原則的に必要で合理的な範囲の実費とし、避難を継続する者と移住しようとする者との間に損害額の差を設けない。

### (2) 旧緊急時避難準備区域の避難費用や精神的損害

旧緊急時避難準備区域の賠償の対象となる期間を平成24年8月末までとして（楢葉町を除く）、事故1年後以降は避難者がいつ帰還したかを問わずに一律月額一人当たり10万円を賠償すること。ただし、医療や福祉体制または学校の状況などによってその期限は柔軟に判断するものとし、すでに帰還したものや滞在者については個別具体的に賠償する。

### (3) 特定避難勧奨地点の避難費用や精神的損害

事故1年後以降の精神的損害額は月額一人10万円とし、賠償の対象となる期間は、解除後3か月を当面の目安として、その期間内であれば避難者がいつ帰還したかを問わずに一律に賠償する。

### (4) 営業損害や就労不能等に伴う損害

営業損害については、当面の間具体的な損害の目安や終期を示さず具体的な個々の事情によって判断していく。

就労不能等に伴う損害については、基本的にこれまでの基準に従うことのほか、その終期については、当面の間は示さずに個別的具体的に判断する。営業や就業上の特別の努力によって得られた収入は、損害額から控除しないなど、柔軟な対応を必要とする。

### (5) 不動産価値の喪失と価値減少

「帰還困難区域」の不動産は、事故発生前の価値を基準としたとき減少率100%（全損）とし、「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」の不動産は、避難指示解除までの期間を考慮して価値減少を推認する。居住用の建物は再取得価格を考慮するなど合理的に評価する。

### (6) 自主的避難等に係る損害

「中間指針第一次追補」で、「自主的避難等対象区域」の住民全員に、平成23年12月

末日までの期間を設けて一律にその損害を認めたが、平成24年1月以降は同区域の設定はせずに、子供や妊婦について個別に判断していく。

#### (7) 除染等に係る損害

必然的に生じた除染に係る損害は、営業損害や不動産などの価値の減少分、あるいは実際に除染にかかった費用などが賠償の対象となる。また、住民などの放射線被曝の不安を取り除くために、地方公共団体や教育機関が行う必要的・合理的な検査に要した費用も損害の賠償とする。

## 2. 東京電力からの請求書類の発送

今までに東京電力から被害者に対して3回目（請求対象期間：平成23年12月1日～平成24年2月29日）の請求書までが送付されている。東京電力は請求書の発送に際しその都度ホームページで変更点を公表しているが、3回目（<http://www.tepco.co.jp/cc/press/12030502-j.html>）の書類発送に際しては、平成24年3月5日付けで、

○1回目及び2回目の本賠償の両方に合意した人に対する簡易請求方式の導入

○賠償項目の追加

- ・平成23年3月11日から同年11月30日の間、避難に伴い親戚宅や知り合い宅への宿泊実費分として一世帯あたり一泊につき2000円（目安）の賠償金の支払い
- ・自主的避難等に係る損害の支払い

等を掲載している。

## 3. 「原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会」の「総括基準に関する決定」

「原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会」では申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目に総括基準を策定し公表している。「平成24年2月14日決定」では避難者の第2期（事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の慰謝料、事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされている者についての慰謝料の増額基準等を出している。これらの基準に基づいた和解案に東京電力が従うかどうかは現状ではわからないが、損害賠償の方法を考える材料となると思われる。

## II 原発事故後使われるようになった言葉、その意味を考える。

原発事故当初耳慣れないため戸惑った言葉も、一年も経つと何等違和感なく真の意味も考えずに日常生活で使っていることに驚愕することがある。そこで、原発事故後よく使われる単語、名称をとりあげ、その意味を考えてみたい。

### 1 風評被害

福島原子力発電所の事故による、放射能の拡散は、さまざまな被害を生み出した。それは放射能が人体に対して有害であり、有害である放射能が大量に撒き散らされたことに由来する。

直接的な被害が甚大で立ち入りが禁止されている区域の場合はその被害が明らかなので別として、政府による避難指示区域等に指定された場合、避難指示区域等に指定されなかった場合でも、風評被害の問題が発生することになる。

食品で考えれば、直接の出荷制限指示の場合は損害が発生していることは明らかだが、出荷制限の作物が指定された地域で出荷制限がなされていない他の作物や、その地域や周辺地域で営業をされている観光業の方や事業者の方、食品に限らず、建材や石材、漁業などの事業者が、この風評被害にさらされている。

風評被害の原因は、ある意見によれば、政府がはっきりした汚染データを公表しない、あるいは、公表されたデータが信用できないことを理由にされている場合、また別の意見では、インターネットによる情報が独り歩きして、その情報の信憑性を図りかねている場合、あるいはこの記事のようにそもそも問題として取り上げること自体が風評被害を生むと考える意見などが様々ある。

問題は、真実が解らないことにあるように思える。しかし、真実が分かるということは、そう簡単なことではない。判らなければ、安全を求めるようになる。風評被害は、人の正常な判断能力がもたらす被害かもしれない。具体的対策に動き出している方々もいる。食品分野では、農家や商店などの皆さんが、国が定めた食品基準よりもさらに厳しく基準を定めて販売している。生産現場と販売現場の2重チェックをはじめており、そういった努力が実を結ぶことを願っている。

風評被害と実害とは、区別することは難しいことだが、法律的に損害を認定するためには、どこかで線を引かざるを得ない。しかもこの一線は簡単に引けるものではないだろう。どのような場合、どこで線が引かれるのかも、携わる事業や地域などによりさまざまであり、今までに例のない原発事故による損害賠償が直面する困難な問題だ。

なお、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針では「この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射能物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により生じた被害を意味するものとする。」としている。

## 2 健康被害

福島第一原発の事故により、放射性物質が広く環境に放出された。直後に厚生労働大臣の要請を受けた食品安全委員会は平成23年3月いわゆる暫定基準値を発表した。その中で基本的な考え方として「食品安全委員会としては、・・・、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識の下、国際放射線防御委員会（ICRP）からでてくる情報を中心に、世界保健機構（WHO）等から出されている情報等も含め、可能な限り科学的知見に関する情報を収集・分析して検討を行った。」との記載がある。これを見て分かるように、情報を収集し分析し検討を行っただけで、厚生労働省が独自に検証したわけではない。さらに、ICRPの1997年の「経済的及び社会的な考慮を行った上で合理的に達成可能な限り低く維持する」との勧告を引用し、健康に対する基準が「経済的及び社会的な考慮」により決まることがはっきりと書かれている。

また、厚生労働省は、食品に関する新しい基準を平成24年3月15日に発表し、4月1日から施行するとした。その改正の概要には「暫定規制値に適合している食品については、……安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を現在の年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げることを基本として薬事・食品衛生審議会において新たな基準値設定のための検討を進めてきた。」とある。さらに「食品中の放射性物質の新たな基準値について」の中に、「年間1ミリシーベルトとするのは、①食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること②モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること」と書かれている。コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年FTO（国連食糧農業機関）及びWHO（世界保健機関）により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定等を行っているところである。この機関は、健康の保護を目的としているが、同時に貿易の確保ということも目的としている。つまり、ここでも、暫定規制値のときと同様に、健康に対する基準が「経済的及び社会的な考慮」により決まることがはっきりしている。私たちは、健康を確保することだけを願うわけだが、そこにはどうしても経済的及び社会的な考慮が加わることになってしまう。

（こぐれみのる、すとうゆうすけ、よしだゆきお、ふるさわようこ、わさださちこ）

..... コラム .....

## 原子力損害賠償紛争審査会

原子力発電所などの原子炉で事故等が発生した際に、原子力損害の賠償に関する法律第18条第1項に基づき、臨時的に文部科学省に設置される機関です。東京電力福島第1及び第2原発事故の発生を受け、平成23年4月11日に設置されましたが、過去には平成11年に、茨城県東海村JOC臨界事故を受け設置されており、今回は2回目の設置となっています。また、下部組織となる原子力損害賠償紛争解決センターが、円滑、迅速、公正に紛争を解決することを目的として、被害者からの申立てを受けて和解の仲介手続きを行っています。

福島原発事故では、損害賠償の「中間指針」が出されています。「第二次追補」の「2基本的考え方」では「中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係にある損害と認められることがあり得る。その際、これらの指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、これらの指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一部の範囲を賠償の対象とする等、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。」と記載されています。東京電力にはこの趣旨を踏まえた対応を求めたいものです。

## 群馬県内に避難されている方々の相談会を開催

～皆さーん、話を聞かせてください、  
相談してください、お待ちしております～

群馬司法書士新聞震災対策特別号が昨年6月16日付の上毛新聞で紹介された。その中で「相談会を通じて、被災地から避難者に向けられた情報が十分に行き届かない現状を知り、情報紙として震災新聞を発行することを思いついた」と伝えている。

この記事に最初に反応したのが『NPO法人じゃんけんぽん』だった。以来、震災新聞を送り続けている。じゃんけんぽんは子供も高齢者もだれもが安心して暮らせる地域作りを目指して幅広く活動しているNPOだ。その一環として、昨年6月から高崎市内に避難している福島県の方々への支援として地元紙「福島民友」「福島民報」と「群馬司法書士新聞」を備え置き来訪者に地元情報の提供を始めた。

昨年12月からは避難している方々の為に“仲間作りの集い”も始めた。今では多い時で10人程が集まるという。そして今年になって集まる方々の悩みや不安を解消できないかと、NPOから群馬司法書士会に問い合わせがあった。既に相談の実績のあることを伝え相談会を開くことを提案した。

2月28日に打ち合わせを兼ねてNPOを訪問した。一組の御夫婦が来ていた。『高崎市内の借り上げ住宅に住んでいるが、以前の隣人たちとはバラバラになってしまい孤立感が深まり悩んでいた。そんなとき“仲間作りの集い”の存在を知り早速参加した。知り合いはいなかったが同じ境遇の人達と話が出来るので助かっている。相談したいことも沢山ある。』と語っていた。



このことが、群馬県内に避難している方々の相談会開催の端緒となる。NPOの代表、スタッフと打ち合わせ、今後は定期的に相談会を開くことを確認した。

3月15日に第1回目の相談会を開催。3人の司法書士で対応する。相談者は4人。筆者は郡山市から借り上げ住宅に避難している女性と面談した。3才、小学1年生、6年生の子供の被曝を心配しての自主避難であった。郡山市の線量は非常に高く、市内の歩道でも年7ミ



svを超えている。女性は避難することによりかなり悩んだという。屋外で遊ばせることが出来ない子供たち、夏の暑い最中でも、長袖、マスクで学校に通う子供の姿。子供たちの気持ちを考えるといたたまれなかった。しかし、住み慣れた古里を去ること、親しい隣人、友人との別れ、長い時間をかけて築いてきた物すべてを失うことに、

心が引き裂かれそうであった。古里を捨てるのかという冷たい目にも耐えなければならなかった。3人の子供の将来の健康を考えると、親の責任の重さに潰されそうにもなった。しかし、3人の幼い澄んだ目を見て決断したという。昨年6月のことだった。それから、9ヶ月が経った。今では、正しい決断だったと自信を持って言える。群馬の冬は郡山から比べれば、遙かに暖かい。そして、空の青さに感動したという。郡山市では見られない空の青さだという。私は思った、天を仰ぎ見る余裕が出てきたのだと。

相談会終了後、NPOのスタッフが、避難先の借り上げ住宅で相談に乗ってもらえないかと言ってきた。明日にでもしましょうと即答する。

3月16日、高崎市内に避難している御夫婦を司法書士2人で訪ねる。原発賠償請求問題であった。既に、鉛筆で下書きがしてあったので、一つ一つ確認しながら記入の手助けをする。納得できない部分については合意しない、部分合意をするようにアドバイスする。1回目から請求していないケースなので、東電との間で合意が出来ない部分は次の時に再度請求するように言う。



お茶をいただきながらの話は尽きない。その中で、非常に気になった話があった。一時帰宅で車を自宅から持ってきた。しかし、福島ナンバーの車に対する嫌がらせが続いた。ひっかき傷は付けらる、蹴飛ばされる、走っていると後ろから「あおられる」。これにはかなりまいった。福島ナンバーを群馬に変更することで何とかおさまったが、福島に対する差別のすさまじさに恐怖さえ感じた。避難している事のストレスに加え、他人の冷たさに、ますます萎縮するばかりだ。救いは、3才になる子供の無邪気さだけだった。奥さんの憔悴が激しいので、カウンセラーに、心の内を聞いてもらうことを勧め、近々、実行することになる。

(しまださだお)

4月12日「仲間作りの集い」に3人の司法書士が相談員として参加した。当日は、8名ほどの避難者の方々が集まり、それぞれ情報交換等しながら談笑していた。相談員とはいっても、かしくまった相談会といった体ではなく、様々情報交換等する中で法律的な困りごと等があったらアドバイスをするような形で、被災者の抱える悩みをうかがった。とは言っても、今回の集まりの主眼は、被災者同士が交流をもつことにより、情報を交換し、互いの悩みを打ち明け、励まし合う場を作ることが目的だったので、司法書士相談員はサポート役として、求められるときのみ話を聞き、相談に応じた。その他、相談員としては、群馬県社会福祉協議会、社会福祉士が相談員として参加していた。

避難者の悩みとしては、自宅がどうなっているのか、それをとても心配されていた。自宅の鍵が地震のために壊れているので、それを早急に直したいが、一時立入の際に修理業者を同行することは可能なのか。現在は、警戒区域で立入が制限されているものの、今後、順次、警戒区域が解除され、居住制限区域となると、寝泊まりはできないものの、自由に立入はできるようになるため、泥棒に入られたりしないか心配されている方が多かった。

相談としては、それほど多くの相談があった訳ではないが、被災者の方や群馬県社会福祉協議会の担当の方と話をすると、被災者同士の横のつながり、連携が不足していることがよく分かった。予想していたことではあるが、福島県を離れて避難している市民は、福島県内のそれに比しても圧倒的にあらゆる情報が不足しており、いくらかの情報は確かに行政を通じてもたらされてはいるものの、それ以外に避難者同士が交流を持つ機会がなく、避難者同士での語り合いの場を熱望しているようであった。

県内各地で、それぞれの地域に避難してこられている避難者を対象としたこのような「集い」が定期的、継続的に開催される必要があると感じた。

(にしかわただし)

### ＊ 次号の特集予告 ＊

今号では、1年を振り返って遅々として進まない原発賠償請求について触れてみました。次号では、事例形式で問題を探ってみたいと思います。被害者の様々な批判をうけて、賠償額等々に変化を見せる東電。はたして、被害者の苦悩に真摯に向き合うつもりなのか。

次号では『**原発事故の一年を  
振り返る、その2**』

を特集いたします。

# 群馬県内に避難されている皆様へ

## 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

**連絡先 前橋市本町一丁目5-4**

**群馬司法書士会**

**TEL 027-224-7763**

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年3月）		
日付	種別	時間
2012/3/01（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/02（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/05（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所	13：00～
2012/3/06（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災問題対策定例会議	18：00～19：00
2012/3/07（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/08（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部「新聞編集担当」会議	18：00～19：00
2012/3/09（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/12（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/13（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/14（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/15（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	NPO法人じゃんけんぼん震災相談会	
2012/3/16（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所	13：00～
	高崎市内借り上げ住宅にて相談会	10：00～
	福島県いわき市仮設住宅巡回訪問	終日
2012/3/17（土）	福島県司法書士会相双司法書士総合相談センター相談会 於：南相馬市鹿島区役所 ・ 於：相馬市役所	13：00～
2012/3/18（日）	福島県いわき市仮設住宅巡回訪問	終日
2012/3/19（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/20（火）	原発賠償説明会・相談会 於：郡山会場（郡山市民文化センター）	10：30～
	原発賠償説明会・相談会 於：会津会場（會津稽古堂）	10：30～
2012/3/21（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/22（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2011/3/23（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部「新聞編集担当」会議	18：00～19：00
2012/3/24（土）	原発賠償説明会・相談会 於：相双会場（南相馬市労働福祉会館）	10：30～
	原発賠償説明会・相談会 於：福島会場（福島県青少年会館）	10：30～
2011/3/25（日）	原発賠償説明会・相談会 於：いわき会場（いわき建設会館）	10：30～
2012/3/26（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所	13：00～
2012/3/27（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災問題対策定例会議	18：00～19：00
2012/3/28（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災相談研修会	18：00～
2012/3/29（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/3/30（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時**

## ご相談内容

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

全国からのご相談をお受けしています。

どうぞお気軽にご利用ください。

## 群馬司法書士会

群馬県前橋市本町一丁目5番4号

電話 027-224-7763